

高校生等への教育費の支援について 【参考資料】

○家庭の経済状況にかかわらず、すべての高校等への進学を望む生徒が安心して教育を受けることができるよう、高校生等のいる世帯の教育費（授業料や教科書代、PTA費等）を支援する制度（就学支援金、奨学のための給付金、育英資金）が設けられています。

○これらの支援を受けるには、申請が必要です。制度の違いを理解していただき、生徒が安心して学べるように活用してください。

	就学支援金	奨学のための給付金	育英資金（奨学金）
内容	<p>「授業料無償化」の申請に必要な手続きです。 (親権者等の口座に支援金が振込まれるものではありません)</p> <p>※1年生のうち、4月～6月分授業料の申請については、入学式当日に御説明したとおりです。 早急なオンライン申請等に御協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>※1年生（7月以降）及び2・3年生（4月以降）の授業料無償化手続きについては、改めて御連絡いたします。</p>	<p>授業料以外の教育費（教科書・PTA費等）に充てるため年に1回定額を給付 ※新入生で一部早期給付を希望する場合は年に2回給付。 ※指定された口座へ直接給付されます。</p> <p><u>なし</u></p> <p>道府県民税・市町村民税所得割額の合算額で判断 ※詳しくは（裏面）をご確認ください。</p> <p>保護者（親権者）全員の合算額 非課税（0円） 【4人世帯の目安】年収約270万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご注意ください。</p> <p>国公立 32,300円～143,700円 私立 52,600円～152,000円 ※世帯状況及び課程で支給額が異なります。</p> <p><u>7月頃</u> ※新入生で一部早期給付を希望する場合は5月頃</p>	<p>教育費に充てるための資金として毎月定額を貸与 ※生徒名義の口座へ貸与されます。</p> <p><u>あり</u></p> <p>所得額で判断</p> <p>世帯全員の合計所得額が 生活保護基準の2倍以内 【4人世帯の目安】 年収約270万円未満</p> <p>今回の募集は、「奨学のための給付金」のうち、通常申請（7月分）についてです。 ※前倒し給付を申請された方も、7月以降の給付はあらためて申請が必要です。 ※就学支援金、奨学金とは異なります。 ※裏面も御確認ください。</p>
返済の義務			
世帯の所得の制限			
支給額（年額）	※		
申請の時期	4月の入学時 6月～7月頃		

※ 令和6年（2024年）2月時点 変更となる場合があります

(裏面) 奨学のための給付金用

道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法について

1 道府県民税・市町村民税所得割額とは

道府県民税・市町村民税の税額のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことをいいます。

道府県民税・市町村民税所得割額は、市町村役場が発行する①課税証明書や、会社等にお勤めの方は②特別徴収税額の変更・決定通知書（毎年6月頃に職場で配布）、自営業、農林水産業等の方は③納税通知書（市町村から郵送）でも確認できます。

2 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法

① 令和7年度 課税証明書（例：熊本市の場合） ※様式は各市町村で異なります。

【拡大図】

市民税	県民税
所得割	均等割
0	3,500
0	2,000

「所得割」欄に記載された金額を確認してください。

※親権者が2名の場合、それぞれ御確認ください。

※均等額は含めません。

（均等額に金額が入っていても、所得割額がそれぞれ0円であれば、「奨学のための給付金」の対象となります）

② 令和7年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（例：熊本市の場合）

※様式は各市町村で異なります。

【拡大図】

税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
		0	
		3,500	
税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
		0	
		2,000	

道府県民税・市町村民税所得割の合算額が

0円の場合

奨学のための給付金の対象

となります。

※家計急変があった場合は、課税があっても対象になる可能性があります。